

「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について（案）」に対する意見

平成21年1月30日
東京商工会議所

経済のグローバル化やIT化の進展などにより、市場における企業間競争が従来にない厳しさを増すなかで、景気が急速に後退しており、企業は競争力強化や経営効率化など、企業存続のための経営革新に必死に取り組んでいるところである。このような状況下で、内外の同業者間の厳しい競争によって体力を消耗し、大規模な企業との取引において交渉力の弱い中小企業が発展していくためには、創造的な製品やサービスの開発を行うことにより付加価値を高めることが喫緊の課題であり、これらを実現するために知的財産やノウハウ・アイデア等の無形財産が重要となることは言うまでもない。

近年、企業のノウハウ・アイデア等の無形資産が不正に侵害される事態が増加するにともない、中小企業の生命線となる営業秘密も適切に保護されず、事業活動の大きな妨げとなるケースが問題となっている。

今般、産業構造審議会知的財産部会技術情報保護等の在り方に関する小委員会において、企業の営業秘密の保護が実効的になされるよう営業秘密に係る刑事的措置の見直しが検討されたことは時宜を得たものであり、速やかに具体化するべきである。なお、今回の改正をより実効あるものとするためには、中小企業自らも営業秘密の管理対策の重要性を認識し対策を講じることが重要であるため、当局におかれてはそのための指導および普及啓発を徹底されることを望む。以下、関連する項目について下記のとおり意見を述べる。

記

1. 第2章 構成要件の見直しについて

- (1) 第1 営業秘密侵害罪の保護法益と法益侵害行為のとらえ方 および
- 第2 目的要件の在り方について

営業秘密の侵害は現行不正競争防止法第21条の営業秘密侵害罪の規制によらざるを得ないが、創設当時から状況が大きく変わるなかで、法律の適用に関する判断が厳しく、結果的に同法による保護を受けられない状況が多く生じている。中小企業において、技術・ノウハウ等の営業秘密は事業の根幹を支える大事な柱であり、その重要性を鑑みれば、保有者の営業秘密管理体制を侵害して営業秘密を取得する行為の当罰性を重視し、営業秘密侵害罪の目的要件を「不正競争の目的」から「図利加害目的」とする今回の検討結果は、営業秘密の侵害の実態からみて妥当であり、賛成する。

(2) 第3 営業秘密の不正な取得行為・領得行為について

企業が営業秘密を適切に管理することは当然のことであるが、情報技術が著しく高度化するなかで、中小企業の管理対策にも限界があることや、営業秘密は一度侵害されれば、その価値が毀損されるのみならず回復は著しく困難であり、中小企業の事業継続に重大な支障となることから、今回の検討にあるとおり、営業秘密の不正な取得行為については営業秘密記録媒体を介しない方法による場合も刑事罰の対象とする考え方に賛同する。

また、営業秘密を管理する責任を負う者が、不正の目的でその管理任務に背く行為により、営業秘密が記録された記録媒体等を領得する方法又はその複製を作成する方法で営業秘密を領得する行為、および営業秘密の記録等を消去しない方法で営業秘密を領得する行為を刑事罰の対象とすることは当然の措置と考える。

(3) 第4 不正使用・不正開示罪の在り方について

営業秘密の領得（不正取得を含む）は保有者の営業秘密の管理体制を侵害しその財産的価値や公正な競争秩序の維持を害するおそれのある行為であるのに対し、その後の不正使用又は不正開示は営業秘密の財産価値そのものを侵害し、それだけでも悪質な行為であることから、両者を異なる法益侵害行為として考え、不正使用又は不正開示を領得とは別に刑事罰の対象とすること、また、不正使用・不正開示罪の目的要件について、営業秘密を領得した時点で不正の目的を有していなくても、使用又は開示の時点で不正の目的を有していれば、これを刑事罰の対象とすることに賛成する。

2. 第3章 刑事訴訟手続の在り方について

営業秘密侵害罪が親告罪でありながら、営業秘密を侵害された中小企業が刑事裁判で争う場合、訴訟手続においてその内容が公判審理の過程で公にされるおそれがあれば、告訴を躊躇するのは自明のことである。

今回、秘匿決定や期日外証人尋問、公開停止などの措置が検討されたことは企業の営業秘密の保護が実効的になされる上で大変重要なことであり、今後必要とされる法務省との協議において、より有効な具体策が速やかに成案となるよう強く望むものである。

以 上